

雨水貯留浸透施設設置事業費補助金Q & A

1. 雨水貯留施設について

Q 1 : 雨水貯留浸透施設とは何ですか？

A 1 : 敷地内に降った雨水を、雨どい等からタンク等に貯めたり（雨水貯留施設）浸透ます等から地下にしみ込ませたり（浸透施設）するものです。

Q 2 : 雨水貯留浸透施設を設置することでどのような効果がありますか？

A 2 : 雨水が一気に河川等に流れ込むのを防ぎ、浸水被害の軽減につながります。また、貯めた水を利用することにより、節水の効果等もあります。

Q 3 : 雨水タンク等はどこで購入すればいいですか？

A 3 : 特に指定はありません。ホームセンター、工務店、インターネットでの通信販売、住宅メーカー等で購入することができます。（雨水対策課では販売・あっせんはしていません。）なお、設置については、業者（市内外問わず）の施工でも、ご自身での施工でもかまいません。

Q 4 : 雨水タンクに貯まった水はどのように利用するのですか？

A 4 : 庭の草花への水やりや、打ち水、屋外の掃除、災害時の断水や水道故障時にトイレを流す水に利用できます。（飲用には適しません。）なお、降雨時に雨を貯めることができるように、雨が降る前に貯まった水を利用しておいてください。

Q 5 : 雨水タンクの耐久年数はどれくらいですか？

A 5 : 雨水タンクの耐久年数は、設置の条件や素材等によって異なります。詳しくは各メーカーにお問合せください。タンクを長くお使いいただくために、適切なメンテナンスを行い、ゴム製部品等は、定期的な交換をおすすめします。

Q 6 : 雨水タンクにゴミが入ったり、虫がわいたりしませんか？

A 6 : ゴミの対策として、フィルター付きのタンクを購入することをおすすめします。

虫については、雨どいからボウフラ等小さな虫が入ることがありますが、たまった水は早めに使い、タンク内を定期的に清掃して清潔に保てば特に問題はありません。

タンク内を衛生的に保つためには、光を通しにくい素材、蓋が閉められる、清掃が簡単にできる、タンク中の水が排水できるといったものを選ぶとよいでしょう。

Q 7 : ドラム缶を加工したもの等、手作りの雨水タンクでも補助金はもらえますか？

A 7 : はい。ただし、水が腐らないように蓋を設置する等の処置をしてください。

2. 補助金申請について

Q 8 : 補助金額はいくらですか？

A 8 : 雨水貯留浸透施設の種類によって異なります。

- ① 浄化槽転用貯留槽：1基あたりの貯留量3,000L未満…75,000円
3,000L以上10,000L未満…100,000円
10,000L以上…150,000円
- ② 雨水貯留施設（雨水タンク）：100L以上200L未満…15,000円
（補助は2基まで） 200L以上…25,000円
- ③ 雨水浸透ます（口径または内のり200mm以上）：1基あたり5,000円
- ④ 雨水浸透管（口径50mm以上）：1mあたり3,000円
- ⑤ 雨水浸透側溝（内幅240mm以上）：1mあたり3,500円
- ⑥ 透水性舗装（10㎡以上）：1㎡あたり1,000円

※ 補助額は、①～⑥の金額または、設置費用の3分の2の額のいずれか低い額となります。

※ ①については下水道課へ申請してください。

Q 9 : 申請には何が必要ですか？

A 9 : 申請に必要なものは、①所定の申請書、②設置場所の案内図（地図）、③設置場所の平面図、④対象施設の構造図、⑤見積書の写し（必ず押印のあるもの）、⑥着手前の写真です。設置場所が借地の場合は、土地所有者の承諾書も提出してください。なお、申請の前に雨水対策課にご相談ください。制度の説明と、申請書類をお渡しします。

Q 10 : 申請書は市役所に行かないともらえませんか？

A 10 : 刈谷市のホームページからダウンロードしていただけるほか、郵送でもお送りすることが可能です。

Q 11 : すでに雨水タンクを購入してしまいましたが、今から申請できますか？

A 11 : 補助金の申請は、購入の前に行っていただくことになっています。すでに雨水タンクを購入している場合は申請できませんのでご注意ください。

Q 12 : 去年雨水タンクを設置し補助金をもらいました。今年もう1基設置したいのですが補助金はもらえますか？

A 12 : 同じ雨水貯留浸透施設への補助金の交付は、過去の交付から5年を経過しないと認められませんが、他施設（透水性舗装や雨水浸透ます等）を設置する場合は可能です。

Q 13 : 近いうちに下水道へ接続する予定があるため、その時になったら浄化槽転用貯留槽の補助金を申請したいのですが、いま雨水タンクの設置で補助金をもらってしまうと浄化槽転用貯留槽の補助金は申請できませんか？

A 13 : 浄化槽転用貯留槽については、補助金申請先が下水道課となるため、雨水タンクや雨水浸透ます等を設置してから5年を経過していなくても補助金申請をすることができます。

Q 14 : 刈谷市在住ではありませんが、刈谷市に所有する建物に雨水貯留浸透施設を設置する場合、補助金は交付されますか？

A 14 : 刈谷市内に雨水貯留浸透施設を設置するため、補助金は交付されます。

Q 15 : 刈谷市在住ですが、隣の市に所有する建物に雨水貯留浸透施設を設置する場合、補助金は交付されますか？

A 15 : 刈谷市内への設置ではないため、補助金は交付されません。その建物が所在する自治体へお問合せください。

Q 16 : インターネットの販売店で雨水タンクを購入したいので、見積書は提出しなくてもいいですか？

A 16 : インターネットの販売店でも依頼すれば見積書をもらうことができるため、販売店へお問合せをお願いします。どうしても見積書がもらえない場合は雨水対策課へご相談ください。

Q 17 : 平面図、構造図が用意できません。なくてもいいですか？

A 17 : 手書きでもかまいませんので、図面の見本を参考にいただき提出をお願いします。

Q 18 : 申請書を提出して、すぐに雨水貯留浸透施設を購入してかまいませんか？

A 18 : 必ず交付決定通知書が届いてから購入してください。申請書の提出から、審査、交付決定まで1週間程度かかります。

Q 19 : 50リットルのタンクを2つ連結して「100リットル×1基」として申請できますか？

A 19 : 100リットル以上のタンクが補助の対象となっていますので、100リットル未満のタンクを連結した場合は認められません。

Q 20 : 100リットルのタンクを2つ連結して「200リットル×1基」として申請できますか？

A 20 : 1基ごとに申請していただくことになっているため、「100リットル×2基」として申請してください。

Q 21 : 交付申請書は雨水対策課へ持参しなければいけませんか？

A 21 : 必要書類が揃っていれば郵送でも受け付けますが、書類に不備がある場合、再度提出をお願いすることがあります。

Q 22 : 自分で雨水タンクを設置するので、ホームセンターで雨水タンク、ブロック、のこぎりを購入しようと思います。その費用をすべて計上して補助金申請していいですか？

A 22 : 雨水タンクとブロックは設置費用にあたりますが、のこぎりは、雨水タンクを設置する以外にも使うことができるため、その分は設置費用とは認められません。

Q 23 : 借地に雨水貯留浸透施設を設置したいのですが、補助は受けられますか？

A 23 : その土地の所有者の承諾書があれば補助が受けられます。

Q 24 : 事業所に雨水貯留浸透施設を設置したいのですが、補助は受けられますか？

A 24 : はい。受けられます。

Q 25 : マンションに住んでいます。雨水タンクを設置して補助を受けられますか？

A 25 : 分譲マンションの場合は、マンションの管理組合等の承諾があれば雨水タンクを設置し補助を受けることができます。また、賃貸マンションの場合は、管理会社またはマンション所有者の承諾があれば雨水タンクを設置し補助を受けることができます。(雨水タンクは、雨どいを切って施工する必要があります。)

Q 26 : 住宅メーカーが分譲しようとする戸建て住宅やマンションに雨水タンクを設置した場合、補助金申請はできますか？

A 26 : 雨水タンクの要・不要は住む人によるので、分譲後に住人が申請することが望ましいです。ただし、雨水浸透ますや透水性舗装等の場合は対象となる場合がありますので、事前に雨水対策課へご相談ください。

Q 27 : 雨水浸透ますや雨水浸透管等の場合も着手前と着手後の写真の提出だけでよいですか？

A 27 : 雨水浸透ます、雨水浸透管、雨水浸透側溝、透水性舗装の場合は、施工途中の写真も撮影をお願いします。

Q 28 : 過去に雨水浸透ます等を設置し補助金をもらっていた家を区画整理等で移転する場合、改めて雨水浸透ます設置の補助を受けられますか？

A 28 : 区画整理等の公共事業で移転補償費等の費用をもらって設置する施設は、補助金の対象になりません。

Q 29 : 特定都市河川流域内で500㎡以上の雨水浸透阻害行為を行うため、法律の規定に基づき透水性舗装を施工する予定です。補助金申請は可能ですか？

A 29 : 特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第9条の規定により雨水貯留浸透施設を設置する場合は、補助の対象とはなりません。

ただし、特定都市河川流域内であっても、雨水浸透阻害行為が500㎡未満の場合や、区画整理後30年未満の土地への雨水浸透阻害行為の場合、雨水貯留浸透施設設置は義務ではありませんので、補助の対象となります。

Q30：補助金の請求書には押印がないといけませんか？またシャチハタ等の簡易な陰影でもよいですか？

A30：補助金請求書には印鑑の押印が必要です。（シャチハタ等は受付けることができません。）

Q31：雨水タンクの設置が年度をまたいでしまう予定ですが、今年度中に申請しても大丈夫ですか？

A31：補助金は年度ごとに精算しているため、年度をまたいでの施工となる場合は翌年度に入ってから申請してください。
また、施工途中で年度をまたいでしまうおそれが出た場合は、早急に雨水対策課へご相談ください。